

# 群馬大学大学院理工学府長期履修学生内規

平成 25 年 4 月 1 日 制定

平成 29 年 7 月 19 日 改正

## (趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 16 条の 2 の規定に基づき、群馬大学大学院理工学府学生（以下「学生」という。）が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

## (資 格)

第 2 条 長期履修学生として申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約があると認められる者とする。

- (1) 職業を有する者
- (2) 家事、育児、介護等を行う必要がある者
- (3) その他教授会において認められた者

## (申請手続)

第 3 条 長期履修学生となることを希望する者は、次の書類を添えて、理工学府長に申し出なければならない。

- (1) 長期履修学生申請書
- (2) 履修計画書及び研究計画書
- (3) 在職証明書（職業を有する者に限る。）
- (4) その他必要と認められる書類

2 長期履修学生となることを希望する者は、次のいずれかの時期に申請しなければならない。

- (1) 入学時
- (2) 博士前期課程にあつては 1 年修了時
- (3) 博士後期課程にあつては 1 年又は 2 年修了時

## (許 可)

第 4 条 前条の申請に対しては、学府教授会の議を経て、理工学府長が許可する。

## (長期履修期間)

第 5 条 長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位で次のとおりとし、大学院学則第 42 条に定める在学年限を超えることはできない。

- (1) 博士前期課程では、3 年間又は 4 年間とする。
- (2) 博士後期課程では、4 年間、5 年間又は 6 年間とする。

## (長期履修期間の延長及び短縮)

第 6 条 許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、長期履修期間変更申請書及び必要書類を添えて、理工学府長に申し出なければならない。

2 前項の申請は、学府教授会の議を経て、理工学府長が許可する。

## (授業料の年額及び徴収方法)

第 7 条 長期履修学生の授業料及び徴収方法については、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）の定めるところによる。

## (雑 則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は，学府教授会の議を経て，理工学府長が行う。

附 則

この内規は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は，平成29年7月19日から施行する。